

総社市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年3月25日

総社市長 片岡 聡 一

総社市条例第19号

総社市手数料条例の一部を改正する条例

総社市手数料条例（平成17年総社市条例第59号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

次の表の改正後の欄中別表の表示に下線が引かれた別表を加える。

改正後			改正前														
<p>（手数料の種類及び金額） 第2条 前条の規定により徴収する手数料の種類及び金額は、別表第1から別表第7までのとおりとする。</p> <p>別表第5（第2条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事務の種別</th> <th>手数料を徴収する事務</th> <th>手数料の金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第5条第1項から第3項までの規定による長期優良住宅建築等計画（以下「長期優良住宅建築等計</td> <td>(1) 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）<u>第5条第1項の規定による登録住宅性能評価機関</u>（以下「登</td> <td>ア 一戸建ての住宅（人の居住の用以外の用途に供する部分を有しないものに限る。以下同じ。） 6,100円 イ 共同住宅等（共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下同じ。） 床面積（当該申請に係る住宅が属する一の建築物の床面積</td> </tr> </tbody> </table>			事務の種別	手数料を徴収する事務	手数料の金額	1 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第5条第1項から第3項までの規定による長期優良住宅建築等計画（以下「長期優良住宅建築等計	(1) 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号） <u>第5条第1項の規定による登録住宅性能評価機関</u> （以下「登	ア 一戸建ての住宅（人の居住の用以外の用途に供する部分を有しないものに限る。以下同じ。） 6,100円 イ 共同住宅等（共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下同じ。） 床面積（当該申請に係る住宅が属する一の建築物の床面積	<p>（手数料の種類及び金額） 第2条 前条の規定により徴収する手数料の種類及び金額は、別表第1から別表第6までのとおりとする。</p> <p>別表第5（第2条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事務の種別</th> <th>手数料を徴収する事務</th> <th>手数料の金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第5条第1項から第3項までの規定による長期優良住宅建築等計画（以下「長期優良住宅建築等計</td> <td>(1) 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）<u>第5条第1項の登録住宅性能評価機関</u>（以下「登録住宅性</td> <td>ア 一戸建ての住宅（人の居住の用以外の用途に供する部分を有しないものに限る。以下同じ。） 6,100円 イ 共同住宅等（共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下同じ。） 床面積（当該申請に係る住宅が属する一の建築物の床面積</td> </tr> </tbody> </table>			事務の種別	手数料を徴収する事務	手数料の金額	1 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第5条第1項から第3項までの規定による長期優良住宅建築等計画（以下「長期優良住宅建築等計	(1) 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号） <u>第5条第1項の登録住宅性能評価機関</u> （以下「登録住宅性	ア 一戸建ての住宅（人の居住の用以外の用途に供する部分を有しないものに限る。以下同じ。） 6,100円 イ 共同住宅等（共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下同じ。） 床面積（当該申請に係る住宅が属する一の建築物の床面積
事務の種別	手数料を徴収する事務	手数料の金額															
1 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第5条第1項から第3項までの規定による長期優良住宅建築等計画（以下「長期優良住宅建築等計	(1) 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号） <u>第5条第1項の規定による登録住宅性能評価機関</u> （以下「登	ア 一戸建ての住宅（人の居住の用以外の用途に供する部分を有しないものに限る。以下同じ。） 6,100円 イ 共同住宅等（共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下同じ。） 床面積（当該申請に係る住宅が属する一の建築物の床面積															
事務の種別	手数料を徴収する事務	手数料の金額															
1 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第5条第1項から第3項までの規定による長期優良住宅建築等計画（以下「長期優良住宅建築等計	(1) 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号） <u>第5条第1項の登録住宅性能評価機関</u> （以下「登録住宅性	ア 一戸建ての住宅（人の居住の用以外の用途に供する部分を有しないものに限る。以下同じ。） 6,100円 イ 共同住宅等（共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下同じ。） 床面積（当該申請に係る住宅が属する一の建築物の床面積															

改正後			改正前		
画」という。)の認定の申請(3の項に掲げる申請を除く。)に関する事務(住宅を新築する場合に限る。)	録住宅性能評価機関」という。)が交付する適合証(当該長期優良住宅建築等計画が長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項第1号から第5号までに掲げる基準に適合していることを証する書類をいう。以下この項及び2の項において同じ。)の提出があった場合の認定申請に対する審査	をいう。以下この項から3の項まで、4の項(2)及び5の項(2)において同じ。)の区分に応じ、それぞれ次に定める額を当該建築物における認定の申請に係る住戸の数で除して得た額(その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額) (ア) 500㎡以内のもの 1万2,300円 (イ) 500㎡を超え、1,000㎡以内のもの 2万1,800円 (ウ) 1,000㎡を超え、3,000㎡以内のもの 3万1,400円 (エ) 3,000㎡を超え、5,000㎡以内のもの 5万8,800円 (オ) 5,000㎡を超え、10,000㎡以内のもの 10万1,200円 (カ) 10,000㎡を超え、20,000㎡以内のもの 16万6,900円 (キ) 20,000㎡を超え、30,000㎡以内のもの 20万5,300円 (ク) 30,000㎡を超えるもの 21万8,900円	画」という。)の認定の申請(2の項に掲げる申請を除く。)に関する事務	能評価機関」という。)が交付する適合証(当該長期優良住宅建築等計画が長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項第1号から第5号までに掲げる基準に適合していることを証する書類をいう。1の項(2)及び(3)において同じ。)の提出があった場合の認定申請に対する審査	をいう。1の項(2)右欄において同じ。)の区分に応じ、それぞれ次に定める額を当該建築物における認定の申請に係る住戸の数で除して得た額(その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額) (ア) 500㎡以内のもの 1万2,300円 (イ) 500㎡を超え、1,000㎡以内のもの 2万1,800円 (ウ) 1,000㎡を超え、3,000㎡以内のもの 3万1,400円 (エ) 3,000㎡を超え、5,000㎡以内のもの 5万8,800円 (オ) 5,000㎡を超え、10,000㎡以内のもの 10万1,200円 (カ) 10,000㎡を超え、20,000㎡以内のもの 16万6,900円 (キ) 20,000㎡を超え、30,000㎡以内のもの 20万5,300円 (ク) 30,000㎡を超えるもの 21万8,900円
	(2) 登録住宅性能評価機関が交付する設計住宅性能評価書(住宅の品	略		(2) 登録住宅性能評価機関が交付する設計住宅性能評価書(住宅の品	略

改正後			改正前		
	<p>質確保の促進等に関する法律第6条第1項に規定する書類をいう。以下この項及び4の項において同じ。)</p> <p>(当該長期優良住宅建築等計画に係る住宅が長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項第1号に掲げる基準のうち設計住宅性能評価書の評価項目となる部分に適合していることを証するものに限る。以下この項において同じ。)の写しの提出があった場合の認定申請に対する審査</p>			<p>質確保の促進等に関する法律第6条第1項に規定する書類をいう。1の項(3)及び3の項において同じ。)(当該長期優良住宅建築等計画に係る住宅が長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項第1号に掲げる基準のうち設計住宅性能評価書の評価項目となる部分に適合していることを証するものに限る。1の項(3)において同じ。)の写しの提出があった場合の認定申請に対する審査</p>	
	(3) 略			(3) 略	
2 長期優良住宅建築等計画の認定の	(1) 登録住宅性能評価機関が	ア 一戸建ての住宅 9,300円 イ 共同住宅等 床面積の区分			

改 正 後			改 正 前		
申請（3の項に掲げる申請を除く。）に関する事務（住宅を増築又は改築する場合に限る。）	交付する適合証の提出があった場合の認定申請に対する審査	<p>に応じ、それぞれ次に定める額を当該建築物における認定の申請に係る住戸の数で除して得た額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）</p> <p>(ア) 500㎡以内のもの 1万8,700円</p> <p>(イ) 500㎡を超え, 1,000㎡以内のもの 3万3,300円</p> <p>(ウ) 1,000㎡を超え, 3,000㎡以内のもの 4万7,900円</p> <p>(エ) 3,000㎡を超え, 5,000㎡以内のもの 8万9,600円</p> <p>(オ) 5,000㎡を超え, 10,000㎡以内のもの 15万4,200円</p> <p>(カ) 10,000㎡を超え, 20,000㎡以内のもの 25万4,300円</p> <p>(キ) 20,000㎡を超え, 30,000㎡以内のもの 31万2,700円</p> <p>(ク) 30,000㎡を超えるもの33万3,600円</p>			
	(2) 適合証の提出がなかった場合の認定申請に対する審査	<p>ア 一戸建ての住宅 7万400円</p> <p>イ 共同住宅等 床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める額を当該建築物における認定の申請に係る住戸の数で除して得た額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）</p>			

改正後			改正前		
		(ア) 500㎡以内のもの 16万5,700円 (イ) 500㎡を超え, 1,000㎡以内のもの 26万5,300円 (ウ) 1,000㎡を超え, 3,000㎡以内のもの 52万4,300円 (エ) 3,000㎡を超え, 5,000㎡以内のもの 93万9,200円 (オ) 5,000㎡を超え, 10,000㎡以内のもの 161万4,800円 (カ) 10,000㎡を超え, 20,000㎡以内のもの 298万7,800円 (キ) 20,000㎡を超え, 30,000㎡以内のもの 426万9,000円 (ク) 30,000㎡を超えるもの522万9,700円			
<u>3</u> 略			<u>2</u> 略		
<u>4</u> 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第1項の規定による認定長期優良住宅建築等計画（同法第9条第1項の認定長期優良住宅建築等計画をいう。以下同じ。）の変更の認定の申請（ <u>6</u> の項及び <u>7</u> の項に掲げる申請を除く。）に関する事務	(1) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項第1号に掲げる基準に係る部分の認定長期優良住宅建築等計画の変更について、登録住宅性能評価機関が交付する当該変	ア 一戸建ての住宅 2万3,000円 イ 共同住宅等 床面積（当該申請に係る住宅が属する一の建築物の床面積のうち当該変更に係る部分の2分の1（床面積の増加する部分）については、当該増加する部分）の床面積をいう。 <u>5</u> の項（ <u>1</u> ）において同じ。）の区分に応じ、それぞれ次に定める額を当該建築物における変更の認定の申請に係る住戸の数で除して得た額	<u>3</u> 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第1項の規定による認定長期優良住宅建築等計画（同法第9条第1項の認定長期優良住宅建築等計画をいう。以下同じ。）の変更の認定の申請（ <u>4</u> の項及び <u>5</u> の項に掲げる申請を除く。）に関する事務	(1) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項第1号に掲げる基準に係る部分の認定長期優良住宅建築等計画の変更について、登録住宅性能評価機関が交付する当該変	ア 一戸建ての住宅 2万3,000円 イ 共同住宅等 床面積（当該申請に係る住宅が属する一の建築物の床面積のうち当該変更に係る部分の2分の1（床面積の増加する部分）については、当該増加する部分）の床面積をいう。 <u>3</u> の項（ <u>2</u> ）右欄において同じ。）の区分に応じ、それぞれ次に定める額を当該建築物における変更の認定の申請に係る住戸の数で除して得

改正後		改正前		
(住宅を新築する場合に限る。)	更の内容に係る適合証(当該変更後の認定長期優良住宅建築等計画が同号に掲げる基準に適合していることを証する書類をいう。)及び設計住宅性能評価書(当該変更後の認定長期優良住宅建築等計画に係る住宅が同号に掲げる基準のうち設計住宅性能評価書の評価項目となる部分に適合していることを証するものに限る。 <u>4</u> の項(2)において同じ。)の写しの提出がなかった場合の変更の認定申請に対する審査	(その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額) (ア) 500㎡以内のもの 10万8,800円 (イ) 500㎡を超え、1,000㎡以内のもの 17万4,100円 (ウ) 1,000㎡を超え、3,000㎡以内のもの 34万4,200円 (エ) 3,000㎡を超え、5,000㎡以内のもの 61万6,500円 (オ) 5,000㎡を超え、10,000㎡以内のもの 106万円 (カ) 10,000㎡を超え、20,000㎡以内のもの 196万1,200円 (キ) 20,000㎡を超え、30,000㎡以内のもの 280万2,300円 (ク) 30,000㎡を超えるもの 343万2,900円	更の内容に係る適合証(当該変更後の認定長期優良住宅建築等計画が同号に掲げる基準に適合していることを証する書類をいう。)及び設計住宅性能評価書(当該変更後の認定長期優良住宅建築等計画に係る住宅が同号に掲げる基準のうち設計住宅性能評価書の評価項目となる部分に適合していることを証するものに限る。 <u>3</u> の項(2)において同じ。)の写しの提出がなかった場合の変更の認定申請に対する審査	た額(その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額) (ア) 500㎡以内のもの 10万8,800円 (イ) 500㎡を超え、1,000㎡以内のもの 17万4,100円 (ウ) 1,000㎡を超え、3,000㎡以内のもの 34万4,200円 (エ) 3,000㎡を超え、5,000㎡以内のもの 61万6,500円 (オ) 5,000㎡を超え、10,000㎡以内のもの 106万円 (カ) 10,000㎡を超え、20,000㎡以内のもの 196万1,200円 (キ) 20,000㎡を超え、30,000㎡以内のもの 280万2,300円 (ク) 30,000㎡を超えるもの 343万2,900円
	(2) 長期優良住宅の普及の促進	ア 一戸建ての住宅 7,900円 イ 共同住宅等 床面積の区分	(2) 長期優良住宅の普及の促進	ア 一戸建ての住宅 7,900円 イ 共同住宅等 床面積(当該

改正後		改正前	
	進に関する法律第6条第1項第1号に掲げる基準に係る部分の認定長期優良住宅建築等計画の変更について、設計住宅性能評価書の写しの提出があった場合の変更の認定申請に対する審査	<p>に応じ、それぞれ次に定める額に1/2を乗じて得た額を当該建築物における変更の認定の申請に係る住戸の数で除して得た額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）</p> <p>(ア) 500㎡以内のもの 5万8,400円</p> <p>(イ) 500㎡を超え、1,000㎡以内のもの 9万2,300円</p> <p>(ウ) 1,000㎡を超え、3,000㎡以内のもの 17万7,800円</p> <p>(エ) 3,000㎡を超え、5,000㎡以内のもの 30万900円</p> <p>(オ) 5,000㎡を超え、10,000㎡以内のもの 46万6,600円</p> <p>(カ) 10,000㎡を超え、20,000㎡以内のもの 84万4,000円</p> <p>(キ) 20,000㎡を超え、30,000㎡以内のもの 115万4,500円</p> <p>(ク) 30,000㎡を超えるもの 139万6,700円</p>	<p>進に関する法律第6条第1項第1号に掲げる基準に係る部分の認定長期優良住宅建築等計画の変更について、設計住宅性能評価書の写しの提出があった場合の変更の認定申請に対する審査</p> <p>申請に係る住宅が属する一の建築物の床面積のうち当該変更に係る部分の2分の1（床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分）の床面積をいう。3の項（2）右欄において同じ。）の区分に応じ、それぞれ次に定める額を当該建築物における変更の認定の申請に係る住戸の数で除して得た額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）</p> <p>(ア) 500㎡以内のもの 5万8,400円</p> <p>(イ) 500㎡を超え、1,000㎡以内のもの 9万2,300円</p> <p>(ウ) 1,000㎡を超え、3,000㎡以内のもの 17万7,800円</p> <p>(エ) 3,000㎡を超え、5,000㎡以内のもの 30万900円</p> <p>(オ) 5,000㎡を超え、10,000㎡以内のもの 46万6,600円</p> <p>(カ) 10,000㎡を超え、20,000㎡以内のもの 84万4,000円</p> <p>(キ) 20,000㎡を超え、30,000㎡以内のもの 115万4,500円</p> <p>(ク) 30,000㎡を超えるもの 139万6,700円</p>
	(3) 略	(3) 略	

改正後			改正前
5 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第1項の規定による認定長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請（6の項及び7の項に掲げる申請を除く。）に関する事務（住宅を増築又は改築する場合に限る。）	(1) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項第1号に掲げる基準に係る部分の認定長期優良住宅建築等計画の変更について、登録住宅性能評価機関が交付する当該変更の内容に係る適合証の提出がなかった場合の変更の認定申請に対する審査	<p>ア 一戸建ての住宅 3万5,200円</p> <p>イ 共同住宅等 床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める額に2分の1を乗じて得た額を当該建築物における変更の認定の申請に係る住戸の数で除して得た額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）</p> <p>(ア) 500㎡以内のもの 16万5,700円</p> <p>(イ) 500㎡を超え、1,000㎡以内のもの 26万5,300円</p> <p>(ウ) 1,000㎡を超え、3,000㎡以内のもの 52万4,300円</p> <p>(エ) 3,000㎡を超え、5,000㎡以内のもの 93万9,200円</p> <p>(オ) 5,000㎡を超え、10,000㎡以内のもの 161万4,800円</p> <p>(カ) 10,000㎡を超え、20,000㎡以内のもの 298万7,800円</p> <p>(キ) 20,000㎡を超え、30,000㎡が以内のもの 426万9,000円</p> <p>(ク) 30,000㎡を超えるもの522万9,700円</p>	
	(2) その他の変更の場合の認定申請に対する審査	<p>ア 一戸建ての住宅 4,600円</p> <p>イ 共同住宅等 床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める額に2分の1を乗じて得た額を</p>	

改正後			改正前		
		<p>当該建築物における変更の認定の申請に係る住戸の数で除して得た額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）</p> <p>(ア) 500㎡以内のもの 1万8,700円</p> <p>(イ) 500㎡を超え, 1,000㎡以内のもの 33万300円</p> <p>(ウ) 1,000㎡を超え, 3,000㎡以内のもの 47万900円</p> <p>(エ) 3,000㎡を超え, 5,000㎡以内のもの 89万600円</p> <p>(オ) 5,000㎡を超え, 10,000㎡以内のもの 15万4,200円</p> <p>(カ) 10,000㎡を超え, 20,000㎡以内のもの 25万4,300円</p> <p>(キ) 20,000㎡を超え, 30,000㎡が以内のもの 31万2,700円</p> <p>(ク) 30,000㎡を超えるもの33万3,600円</p>			
6 略			4 略		
7 略			5 略		
8 略			6 略		
別表第6（第2条関係）			別表第6（第2条関係）		
事務の種別	手数料を徴収する事務	手数料の金額	事務の種別	手数料を徴収する事務	手数料の金額
1 都市の低炭素化の促進に関する法	(1) エネルギーの使用の合理	略	1 都市の低炭素化の促進に関する法	(1) エネルギーの使用の合理	略

改 正 後			改 正 前		
<p>律（平成24年法律第84号）第53条第1項の規定による低炭素建築物新築等計画（以下「低炭素建築物新築等計画」という。）の認定の申請（2の項に掲げる申請を除く。）に関する事務</p>	<p>化に関する法律（昭和54年法律第49号）第76条第1項の規定による登録建築物調査機関（以下「登録建築物調査機関」という。）若しくは登録住宅性能評価機関（当該申請に係る建築物が人の居住の用途以外の用途に供する部分をも有する場合にあっては、登録建築物調査機関。）が交付する適合証（当該低炭素建築物新築等計画が都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号に掲げる基準に適合していることを証する書類</p>		<p>律（平成24年法律第84号）第53条第1項の規定による低炭素建築物新築等計画（以下「低炭素建築物新築等計画」という。）の認定の申請（2の項に掲げる申請を除く。）に関する事務</p>	<p>化に関する法律（昭和54年法律第49号）第76条第1項の登録建築物調査機関（以下「登録建築物調査機関」という。）又は登録住宅性能評価機関（当該申請に係る建築物が人の居住の用途以外の用途に供する部分をも有する場合にあっては、登録建築物調査機関。）が交付する適合証（当該低炭素建築物新築等計画が都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号に掲げる基準に適合していることを証する書類をいう。）(2)</p>	

改正後			改正前		
	をいう。)又は市長が別に定める書類の提出があった場合の認定申請に対する審査			において同じ。)の提出があった場合の認定申請に対する審査	
	(2) その他の場合の認定申請に対する審査	略		(2) 適合証の提出がなかった場合の認定申請に対する審査	略
略			略		

別表第7 (第2条関係)

事務の種別	手数料を徴収する事務	手数料の金額
1 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号)第30条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画(同法第29条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画をいう。以下2の項において同じ。)の認定の申請(2の項に掲げる申請を除く。)に関する事務	(1) 登録建築物調査機関若しくは登録住宅性能評価機関が交付する適合証(当該申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が建築物エネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第1項各号に掲げる基準に適合していること	ア 一戸建ての住宅 4,800円 イ 非居住部分を有しない共同住宅等 床面積(住戸及び建築物全体に係る申請が同時に行われる場合は当該建築物全体に係る非居住部分以外の部分の床面積をいう。以下この項(2)イ並びに5の項(1)イ及び(2)イにおいて同じ。)の区分に応じ、それぞれ次に定める額 (ア) 300㎡未満のもの 9,700円 (イ) 300㎡以上, 2,000㎡未満のもの 2万800円 (ウ) 2,000㎡以上, 5,000㎡未満のもの 4万6,500円

改 正 後		改 正 前
	<p>を証する書類をいう。)又は市長が別に定める書類の提出がある場合の認定申請に対する審査</p> <p>(エ) 5,000㎡以上のもの 8万3,400円</p> <p>ウ 非住宅建築物(非居住部分のみにより構成される建築物をいう。以下この項(2)ウ、5の項(1)ウ及び(2)ウにおいて同じ。)床面積(非居住部分及び建築物全体に係る申請が同時に行われる場合は当該建築物全体に係る非居住部分の床面積をいう。以下この項(2)ウ、5の項(1)ウ及び(2)ウにおいて同じ。)の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>(ア) 300㎡未満のもの 9,700円</p> <p>(イ) 300㎡以上, 2,000㎡未満のもの 2万7,800円</p> <p>(ウ) 2,000㎡以上, 5,000㎡未満のもの 8万3,400円</p> <p>(エ) 5,000㎡以上, 10,000㎡未満のもの 13万2,000円</p> <p>(オ) 10,000㎡以上, 25,000㎡未満のもの 16万6,000円</p> <p>(カ) 25,000㎡以上のもの 20万8,000円</p> <p>エ 複合建築物 イに掲げる床面積(複合建築物に係る申請の場合は当該申請に係る複合建築物のうち非居住部分以外の部分の床面積をいう。以下この項(2)エ、5の項(1)エ</p>	

改正後			改正前		
		及び(2)エにおいて同じ。)の区分に応じそれぞれ定める額及びウに掲げる床面積(複合建築物に係る申請の場合は当該申請に係る複合建築物のうち非居住部分の床面積をいう。以下この項(2)エ、5の項(1)エ及び(2)エにおいて同じ。)の区分に応じそれぞれ定める額を合算した額			
	(2) その他の場合の認定申請に対する審査	<p>ア 一戸建ての住宅 床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>(ア) 仕様基準(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号)に定める基準のうち市長が別に定めるものをいう。以下イ(ア)並びに5の項(2)ア(ア)及び(2)イ(ア)において同じ。)による場合</p> <p>a 200㎡未満のもの 1万8,000円</p> <p>b 200㎡以上のもの 1万9,400円</p> <p>(イ) 性能基準等(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令に定める基準のうち市長が別に定めるものをいう。以下イ(イ)並びに5の項(2)ア(イ)及び5の項(2)イ(イ)において同じ。)</p>			

改 正 後		改 正 前
	<p>による場合</p> <p>a 200㎡未満のもの 3万5,400円</p> <p>b 200㎡以上のもの 3万9,600円</p> <p>イ 非居住部分を有しない共同住宅等 床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>(ア) 仕様基準による場合</p> <p>a 300㎡未満のもの 3万4,000円</p> <p>b 300㎡以上、2,000㎡未満のもの 5万9,000円</p> <p>c 2,000㎡以上、5,000㎡未満のもの 10万7,000円</p> <p>d 5,000㎡以上のもの 16万1,000円</p> <p>(イ) 性能基準等による場合</p> <p>a 300㎡未満のもの 7万1,500円</p> <p>b 300㎡以上、2,000㎡未満のもの 11万9,000円</p> <p>c 2,000㎡以上、5,000㎡未満のもの 20万3,000円</p> <p>d 5,000㎡以上のもの 29万1,000円</p> <p>ウ 非住宅建築物 床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>(ア) モデル建物法(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令に定める基準のうち市長が別に定めるもの</p>	

改 正 後			改 正 前		
		<p>をいう。以下5の項 (2) ウ (ア)において同じ。)による場合</p> <p>a 300㎡未満のもの 9万300円</p> <p>b 300㎡以上, 2,000㎡未満のもの 15万1,000円</p> <p>c 2,000㎡以上, 5,000㎡未満のもの 24万5,000円</p> <p>d 5,000㎡以上, 10,000㎡未満のもの 32万円</p> <p>e 10,000㎡以上, 25,000㎡未満のもの 38万5,000円</p> <p>f 25,000㎡以上のもの 45万1,000円</p> <p>(イ) 標準入力法等 (建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令に定める基準のうち市長が別に定めるものをいう。以下5の項 (2) ウ (イ)において同じ。)による場合</p> <p>a 300㎡未満のもの 23万6,000円</p> <p>b 300㎡以上, 2,000平方メートル未満のもの 38万2,000円</p> <p>c 2,000㎡以上, 5,000㎡未満のもの 54万5,000円</p> <p>d 5,000㎡以上, 10,000㎡未満のもの 67万2,000円</p>			

改正後			改正前
		e 10,000㎡以上, 25,000㎡未満のもの 79万4,000円 f 25,000㎡以上のもの 90万6,000円 エ 複合建築物 イに掲げる床面積の区分に応じそれぞれ定める額及びウに掲げる床面積の区分に応じそれぞれ定める額を合算した額	
2 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第2項の規定による申出がある場合の同条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に関する事務	建築物エネルギー消費性能向上計画の認定申請に対する審査	1の項に定める額及び当該申請に係る建築物について別表第3第1項に定める額を合算した額	
3 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第31条第1項の規定による認定建築物エネルギー消費性能向上計画（同法第32条に規定する認定建築物エネルギー消費性能向上計画をいう。以下4の項において同	(1) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第31条第1項第1号に掲げる基準に係る部分の認定建築物エネルギー消費性能向上計画の変更につ	1の項(2)に掲げる区分に応じ、それぞれ当該手数料の額の2分の1に相当する額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）	

改正後		改正前
じ。)の変更の認定の申請（次の項に掲げる申請を除く。）に関する事務	<p>建築物調査機関若しくは登録住宅性能評価機関が交付する適合証（当該変更の内容が同号に掲げる基準に適合していることを証する書類をいう。）又は市長が別に定める書類の提出がない場合の変更の認定申請に対する審査</p>	
	<p>(2) その他の場合の変更の認定申請に対する審査</p>	<p>1の項(1)に掲げる区分に応じ、それぞれ当該手数料の額の2分の1に相当する額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）</p>
<p>4 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第31条第2項において準用する同法第30条第2項の規定による申出がある場合の同法第31条第1項の規定による認定建築物エネルギー消費性能向</p>	<p>認定建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定申請に対する審査</p>	<p>3の項に定める額及び当該申請に係る建築物について別表第3第1項に定める額を合算した額</p>

改 正 後			改 正 前
上計画の変更の認定の申請に関する事務			
5 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第2項の規定による建築物エネルギー消費性能基準（同法第2条第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準をいう。）に適合している旨の認定の申請に関する事務	(1) 登録建築物調査機関若しくは登録住宅性能評価機関が交付する適合証（当該申請に係る建築物が建築物エネルギー消費性能基準に適合していることを証する書類をいう。）又は市長が別に定める書類の提出がある場合の認定申請に対する審査	<p>ア 一戸建ての住宅 4,800円</p> <p>イ 非居住部分を有しない共同住宅等 床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>(ア) 300㎡未満のもの 9,700円</p> <p>(イ) 300㎡以上, 2,000㎡未満のもの 2万800円</p> <p>(ウ) 2,000㎡以上, 5,000㎡未満のもの 4万6,500円</p> <p>(エ) 5,000㎡以上のもの 8万3,400円</p> <p>ウ 非住宅建築物 床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>(ア) 300㎡未満のもの 9,700円</p> <p>(イ) 300㎡以上, 2,000㎡未満のもの 2万7,800円</p> <p>(ウ) 2,000㎡以上, 5,000㎡未満のもの 8万3,400円</p> <p>(エ) 5,000㎡以上, 10,000㎡未満のもの 13万2,000円</p> <p>(オ) 10,000㎡以上, 25,000㎡未満のもの 16万6,000円</p> <p>(カ) 25,000㎡以上のもの 20万8,000円</p> <p>エ 複合建築物 イに掲げる床面積の区分に応じそれぞれ定める額及びウに掲げる床面積</p>	

改正後		改正前
	の区分に応じそれぞれ定める額を合算した額	
(2) その他の場合の認定申請に対する審査	ア 一戸建ての住宅 (ア) 仕様基準による場合 a 200㎡未満のもの 1万8,000円 b 200㎡以上のもの 1万9,400円 (イ) 性能基準等による場合 a 200㎡未満のもの 3万5,400円 b 200㎡以上のもの 3万9,600円 イ 非居住部分を有しない共同住宅等 床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める額 (ア) 仕様基準による場合 a 300㎡未満のもの 3万4,000円 b 300㎡以上、2,000㎡未満のもの 5万9,000円 c 2,000㎡以上、5,000㎡未満のもの 10万7,000円 d 5,000㎡以上のもの 16万1,000円 (イ) 性能基準等による場合 a 300㎡未満のもの 7万1,500円 b 300㎡以上、2,000㎡未満のもの 11万9,000円 c 2,000㎡以上、5,000㎡未満のもの 20万3,000円	

改正後			改正前
		<p>円</p> <p>d 5,000㎡以上のもの 29万1,000円</p> <p>ウ 非住宅建築物 床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>(ア) モデル建物法による場合</p> <p>a 300㎡未満のもの 9万300円</p> <p>b 300㎡以上, 2,000㎡未満のもの 15万1,000円</p> <p>c 2,000㎡以上, 5,000㎡未満のもの 24万5,000円</p> <p>d 5,000㎡以上, 10,000㎡未満のもの 32万円</p> <p>e 10,000㎡以上, 25,000㎡未満のもの 38万5,000円</p> <p>f 25,000㎡以上のもの 45万1,000円</p> <p>(イ) 標準入力法等による場合</p> <p>a 300㎡未満のもの 23万6,000円</p> <p>b 300㎡以上, 2,000㎡未満のもの 38万2,000円</p> <p>c 2,000㎡以上, 5,000㎡未満のもの 54万5,000円</p> <p>d 5,000㎡以上, 10,000㎡未満のもの 67万2,000円</p>	

改正後			改正前
		円 e 10,000㎡以上, 25,000 ㎡未満のもの 79万4,00 0円 f 25,000㎡以上のもの 90万6,000円 エ 複合建築物 イに掲げる床面積の区分に 応じそれぞれ定める額及びウ に掲げる床面積の区分に応じ それぞれ定める額を合算した 額	

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行し、同日以後に受け付けた申請書から適用する。